

平成 27 年 5 月 22 日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
局長 安藤 よし子 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 坂本 すが



## 平成 28 年度予算等に関する要望書

貴局におかれましては、子ども・子育て支援の充実のため、積極的な施策を展開されていることを高く評価しております。

超高齢少子社会に向けて、地域における医療・介護の総合的な提供体制整備は喫緊の課題であり、そのためには医療従事者の確保が不可欠です。女性も男性もともに仕事と子育てを両立できる支援策への期待は、いっそう大きくなっています。また、仕事と介護との両立については、介護休業・介護休暇等が法制化されているものの実際の利用は難しいのが実情です。看護職にとっても事情は同様であり、看護職自身の仕事と介護の両立支援方策の強化が喫緊の課題となっています。短時間正社員という働き方の選択肢は育児・介護と仕事との両立支援の有効な方策であり、その一層の普及が望まれます。

子育て中の親が安心して子どもを保育所に預けるには、安全でかつ健全に成長が促される保育環境を整えることが必要です。乳幼児は体調変化の見極めが難しく、保育所に配置する看護職には、その判断ができる看護師（又は保健師）の配置が尚一層、重要と考えます。また、乳幼児の虐待予防に向けて、妊娠から出産までの過程に関わる保健師・助産師の人材確保と虐待の予防・早期発見、援助技術等に関する研修等の拡充が急務です。

つきましては、平成 28 年度予算案の編成に当たって、以下の事項についてご尽力を賜りますよう、強く要望致します。

### 要 望 事 項

1. 介護のための短時間勤務制度の改善
2. 夜間・休日・病（後）児保育並びに放課後児童対策等の保育サービスの拡充
3. 医療施設等への短時間正社員制度の普及
4. 保育所における乳幼児の健康管理体制の徹底
5. 乳幼児虐待予防に関する保健師および助産師の人材確保・育成と活用

## 1. 介護のための短時間勤務制度の改善

### [ 要 望 ]

家族の介護を行う労働者に対し、短時間勤務を認めること（介護のための勤務時間の短縮等の措置）を事業主に義務付け、利用期間上限を撤廃されたい。

### 要望の背景

働き盛りの労働者の介護を理由とする離職の増加が社会的な関心を集めているが、看護職も例外ではなく、介護理由の離職の動向が注目されている。すでに看護職就業者の平均年齢は40歳を超えており、仕事と介護との両立は、今後早い段階で間違いなく看護現場にとって深刻な問題となると見込まれる。ついては、家族の介護と仕事を両立できる支援策として育児・介護休業法に定める「介護のための勤務時間の短縮等の措置等」を現行の事業主の「選択的措置義務」から「義務」とするとともに、現行の利用期限（介護休業と合わせ93日まで）を撤廃し、介護と仕事の両立のため短時間勤務を希望する労働者が、必要な間これを利用できるようにしていただきたい。また、医療・介護施設を含む事業所に対して導入モデル事業を実施するほか、導入事業所に対して補助金等の支援策を講じられたい。

## 2. 夜間・休日・病（後）児保育並びに放課後児童対策等の保育サービスの拡充

### [ 要 望 ]

夜間・休日・病（後）児保育ならびに放課後児童対策等の保育サービスを継続し、さらに強化されたい。

### 要望の背景

平成27年4月から本格化する「子ども・子育て支援新制度」をはじめとする施策の充実が図られたところではあるが、育児と仕事の両立をめぐる夜間・休日・病（後）児保育ならびに放課後児童対策の保育ニーズにサービス提供が追いついていない現状があり、引き続き財政的な支援と、さらなる支援策の強化を図られたい。

### 3. 医療施設等の短時間正社員制度の普及

#### [ 要 望 ]

医療施設等における短時間正社員制度の普及に伴い顕在化した新たな課題を把握し、先行的に課題を解決した事例を収集し情報提供されたい。

#### 要望の背景

短時間正社員制度は、勤務に時間的制約のある看護職にとって、処遇の確保とキャリア継続の観点から大変有意義であり、医療機関側から見ても看護職の人材確保に大きく貢献している。平成 26 年度までの施策が奏功し、医療施設勤務の看護職については制度の導入が拡大しているが、制度の普及に伴いフルタイムの正職員との業務分担や連携のあり方、キャリア開発の方策、人事評価の方法等の課題が顕在化しており、これらの課題の把握と解決がさらなる制度普及と活用の足掛かりになるとみられる。

については、平成 27 年度に引き続き予算措置を講じ、医療施設等で勤務する看護職員の短時間正社員制度の活用について、実態調査により現状と課題を把握し、あわせて先行的に課題を解決した事例を集積し情報提供されたい。

### 4. 保育所における乳幼児の健康管理体制の徹底

#### [ 要 望 ]

保育所における看護職の配置については、それを保育士の定数内とはせず、「看護師又は保健師」を配置し、乳幼児の健康管理体制の徹底を図られたい。

#### 要望の背景

子育て中の親が安心して子どもを保育所に預けるには、保育を通じて、安全でかつ健全に成長が促される環境を整えることが必要である。特に、乳児などの低年齢児においては体調変化の見極めが難しく、緊急対応が必要になる場合も少なくない。そのため、保育所への看護師（又は保健師）の配置等、保育所の健康管理体制を充実させることが重要である。

保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）には、「疾病等への対応」の項目において、保育中に体調不良や傷害が発生した場合、看護師等が配置されている場合にはその専門性を生かした対応を図ることが明記されており、現在、省令により乳児 4 人以上を入所させる保育所にあっては、看護師（又は保健師）を 1 人に限って「保育士」とみなし、配置をすることができるとされている。

乳幼児の健康と安全の確保の点からは、本来、「看護師または保健師」を「保育士」とみなすべきでなく、保育所に配置された看護職が「看護師又は保健師」として乳幼児の健康管理に従事できるよう健康管理体制を徹底されたい。

## 5. 乳幼児虐待予防に関する保健師および助産師の人材確保・育成と活用

### [ 要 望 ]

- ① 乳幼児虐待予防のための高度対人援助技術等を持つ保健師・助産師の育成を図りたい。
- ② 妊婦の相談サービスへのアクセスを容易にするため、母子健康手帳交付時の保健師または助産師による面談の実施を更に推進すると共に、妊婦が孤立しないための方策の推進を尚一層、図りたい。

### 要望の背景

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）」によると、平成24年度の表面化した児童虐待による死亡事例は78例あり、そのうち、心中以外の虐待死では、0歳が22人（43.1%）と最も多く、0～2歳を合わせると32人（62.7%）となることが報告されている。また、0日・0ヵ月児死亡事例における加害者の約9割が実母であり、「妊婦健康診査未受診」「母子健康手帳の未発行」「望まない妊娠」等を問題として抱えていることが明らかとなっている。さらに、低出生体重児については、出生直後からの母子分離による母親の愛着形成不全等が虐待につながることも指摘されている。

虐待防止においては、妊娠から出産までのさまざまな段階で、リスクを把握し支援する事が重要とされており、妊婦とその家族や妊娠過程についてのアセスメント能力と高度な対人援助技術が必要である。国は、児童の福祉に職務上関係のある者に対して虐待防止に寄与する研修等を実施する責務があり、妊娠から出産までの過程に関わる保健師・助産師の人材確保と虐待の予防・早期発見、援助技術等に関する研修等の整備を図りたい。

「望まない妊娠」や「妊婦健康診査未受診」等が、その後の乳幼児虐待につながる現状から、妊婦が妊娠のできるだけ早い時期に専門職に相談できる体制の整備と相談できる資源の周知が必要である。「健やか親子21」の指標には「妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合」が挙げられており、妊娠早期に虐待等につながるリスクをアセスメントすることが必要である。これらのことから、母子健康手帳交付時には保健師または助産師等の専門職による面談が必ず実施されるように推進されたい。さらに、妊婦が孤立しないための啓発や体制づくり等を、尚一層、図りたい。